

神奈川県労働保険指導協会だより

平成二十二年
夏季号

編集・発行

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-9-7
労働保険事務組合 神奈川労働保険指導協会
TEL 045-625-3616(代)
FAX 043-625-3617
E-mail: info@kanagawa-rouho.com
URL http://www.kanagawa-rouho.com

業務案内

労働保険法(雇用保険・労災保険)に基づく諸業務、給付請求、労働保険料徴収納付、その他事務指導

平成22年度1期労働保険料の納期です 指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます

平成22年4月1日より加入要件・雇用保険料率が変わりました

I. 非正規労働者の方の雇用保険適用範囲の拡大

短時間就労者の方と、派遣労働者の方の雇用保険適用範囲が、下記のとおり拡大しました。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② ~~6ヶ月以上の雇用見込みがあること~~
旧

改正後【平成22年4月1日】
■ 31日以上雇用見込みがあること

※①かつ②に該当する方は、雇用保険に加入しなければなりません。

ただし、①②に該当する方でも、【昼間学生】【4ヶ月以内の季節的業務に限定して雇用される方】【65歳以上の新たに雇用される方】は加入対象になりません。

II. 雇用保険料率の引き上げ

	事業主負担	従業員負担
一般の事業	7/1000	4/1000
農林水産業	8/1000	5/1000
清酒製造業	8/1000	5/1000
建設の事業	9/1000	5/1000

	改正後【平成22年4月1日～】 事業主負担	従業員負担
一般の事業	9.5/1000	6/1000
農林水産業	10.5/1000	7/1000
清酒製造業	10.5/1000	7/1000
建設の事業	11.5/1000	7/1000

4月分の給与より変更となります。4月分の給与を5月に支給される場合は、5月に支給される給与分から変更となります。



平成22年4月1日より育児休業給付の受給方法が変わりました

以前は、休業中と職場復帰後に分けて支給されていましたが、給付金が統合され、育児休業中に全額支給されます。

【平成22年3月31日までに育児休業を開始された方】

~~休業期間中 ■休業開始時賃金の30%相当額~~
~~職場復帰の6ヶ月後 ■休業開始時賃金の20%相当額~~
旧

【平成22年4月1日以降に育児休業を開始される方】

休業期間中 休業開始時賃金の50%相当額



雇用保険のみならず、社会保険(健康保険・厚生年金)に加入されていない事業所様はハローワークの求人を利用できない可能性があります。個人事業所では5名以上の従業員様を雇っている場合、法人事業所では経営者様お一人でも、社会保険の加入が義務づけられています。雇用保険・社会保険の加入手続きは、当会までお問合せください。

